

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次5月～6月（実習校との調整により、実施時期が変更になる場合がある。）
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校3週間（120時間）、高等学校2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 フェリス女学院中学校・高等学校、横浜市教育委員会及び各都道府県・市町村の教育委員会等と連携し、大学が申請を行い、実習校を確保することを前提としている。その上で、実習生本人が実習希望校を訪問し、内諾を得ることも認めており、内諾を得られた場合、大学が正式に依頼をする。
④	実習内容 中学校：授業参観（60時間）、授業担当（20時間、研究授業を含む）、学級経営（特別な支援、総合的な学習を含む）・生徒指導・生活指導・学校事務・その他（40時間） 高等学校：授業参観（30時間）、授業担当（10時間、研究授業を含む）、学級経営（特別な支援、総合的な学習を含む）・生徒指導・生活指導・学校事務・その他（20時間）
⑤	実習生に対する指導の方法 教育実習担当教員、学生の所属学科担当教員、教職課程委員会委員が訪問指導を実施する。指導内容、時期については、訪問指導担当教員、実習校の実習指導教員及び実習生との打合せにより決定する。 また、実習校が遠方等の理由でやむを得ず訪問ができない場合には、担当教員が実習校の実習指導教員及び実習生とメールや電話で適宜実習状況を把握し、指導・助言を行っている。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 教育実習校からの成績報告票及び事前事後指導での提出レポートに基づき総合的に評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導：3年次後期～4年次前期（22時間） 事後指導：4年次後期（8時間）
②	内容（具体的な指導項目） 事前指導：教育実習のためのガイド（本学教職専任教員による講義） 教科教育の基本と実践（本学兼任教員による講義及び演習） 教員採用試験の基本と実践（外部講師による講義及び演習） 模擬授業の実施 授業参観（協力校） 事後指導：現職教員との懇談 グループ討議（KJ法）による教育実習のまとめ

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

学内ハラスメント防止委員会が発行するハラスメント防止リーフレットを学生に配布し、ハラスメント防止に関する知識の向上を図っており、絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと、自身が被害者になった場合には速やかに学内の相談窓口へ連絡すること等について、事前に指導している。

実習期間中に学生がハラスメントの被害を受けるなど、実習校内外において不適切な事案等が発生した場合に、直ちに相談・連絡できる窓口として教職センター、学生相談室、ハラスメント学外相談員及び保健室等を周知している。また、相談内容や状況に応じ、教育委員会等とも連携し、大学が適切な対応をとることもあわせて周知している。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

教職課程委員会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

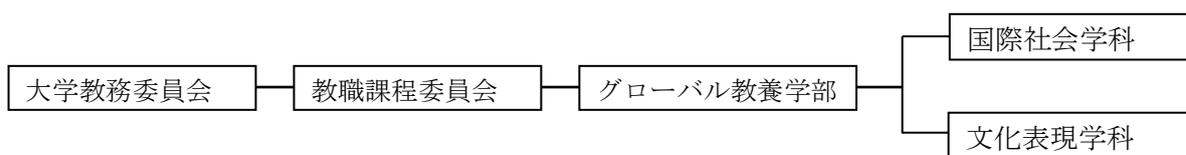
教職課程主任、教職に関する科目担当専任教員、副学長1名、教務部長、CLA コア科目運営委員会委員長、各学科主任、各学科教務主任、その他委員会が必要と認められた者

・ 委員会等の運営方法

教職課程主任が委員長に当たり、年4回程度委員会を招集し、次の事項を審議する。

- ・ 教職課程の授業科目及び授業の時間割の編成に関する事項
- ・ 教職課程の履修に関する事項
- ・ 教育職員免許状取得に係る単位認定に関する事項
- ・ 教育実習の指導、運営に関する事項
- ・ 実習校及び介護体験受入れ校等並びに教育委員会との連絡に関する事項
- ・ その他教職課程の運営に関する重要事項及び必要と認められる事項

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

上記①大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等と同様

4 教育実習の受講資格

3年次開始時点で以下の条件を満たしていること。

- (1) 2年次後期 GPA が 1.31 以上及び2年次後期までの累積 GPA が 1.31 以上
- (2) 日本語検定 3 級を取得していること
- (3) 英語の免許状取得を希望する者のみ

実用英語技能検定 2 級以上（英検 S-CBT、英検 CBT を含む。）、TOEIC520 点以上、TOEFL (iBT) 57 点以上、IELTS4.5 以上のいずれかを取得していること

4年次開始時点で以下の科目を修得済みであること。

- (1) 教科に関する専門的事項（28 単位）
- (2) 各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、「教育実習 1」
教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 215 学級、高等学校 2076 学級、義務教育学校 22 学級		
○	×	学校名	フェリス女学院中学校（横浜市中区山手町 178） 学級数：12 生徒数：549 人		
		教員数	44 人 （内訳） 教諭 20 人、 助教諭 0 人、 講師 23 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	フェリス女学院高等学校（横浜市中区山手町 178） 学級数：12 生徒数：531 人		
		教員数	42 人 （内訳） 教諭 25 人、 助教諭 0 人、 講師 16 人、 養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人		
○	×	教育委員会名	横浜市教育委員会	中学校：144 校	高等学校：9 校
				義務教育学校：3 校	

令和6年2月27日

フェリス女学院大学
学長 荒井 真 殿

フェリス女学院中学校
校長 廣瀬 政明

フェリス女学院中学校教育実習受入承諾書

本校での教育実習生の受け入れについて、下記のとおり承諾する。

記

1. 実習施設名及び所在地
フェリス女学院中学校
神奈川県横浜市中区山手町 178
2. 大学、学部及び学科名
フェリス女学院大学 グローバル教養学部：国際社会学科、文化表現学科
3. 免許状の種類及び免許教科
中学校教諭一種免許状：社会、国語、英語
高等学校教諭一種免許状：地理歴史、公民、国語、英語
4. 受入れ可能人数
1～2人
5. 開始時期
令和7年4月1日

以上

教育実習校の概要

(令和5年5月1日現在)

学校名	フェリス女学院中学校
所在地	神奈川県横浜市中区山手町 178
学級数	12 学級
生徒数	549 人
教員数	44 人
教員数内訳	教諭 20 人、助教諭 0 人、講師 23 人、養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人

令和6年2月27日

フェリス女学院大学
学長 荒井 真 殿

フェリス女学院高等学校
校長 廣瀬 政明

フェリス女学院高等学校教育実習受入承諾書

本校での教育実習生の受け入れについて、下記のとおり承諾する。

記

1. 実習施設名及び所在地
フェリス女学院高等学校
神奈川県横浜市中区山手町 178
2. 大学、学部及び学科名
フェリス女学院大学 グローバル教養学部：国際社会学科、文化表現学科
3. 免許状の種類及び免許教科
中学校教諭一種免許状：社会、国語、英語
高等学校教諭一種免許状：地理歴史、公民、国語、英語
4. 受入れ可能人数
1～2人
5. 開始時期
令和7年4月1日

以上

教育実習校の概要

(令和5年5月1日現在)

学校名	フェリス女学院高等学校
所在地	神奈川県横浜市中区山手町 178
学級数	12 学級
生徒数	531 人
教員数	42 人
教員数内訳	教諭 25 人、助教諭 0 人、講師 16 人、養護教諭 1 人、 養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人

令和6年 2月 15日

フェリス女学院大学
学長 荒井 真 殿

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也

横浜市公立学校教育実習受入承諾書

横浜市公立学校での教育実習生の受け入れについて、下記のとおり承諾する。

記

1. 大学、学部及び学科名
フェリス女学院大学 グローバル教養学部：国際社会学科、文化表現学科
2. 免許状の種類及び免許教科
中学校教諭一種免許状：社会、国語、英語
高等学校教諭一種免許状：地理歴史、公民、国語、英語
3. 実習施設
実習施設名及び所在地等は、「教育実習施設一覧表」のとおり
4. 開始時期
令和7年4月1日

以上